

第6号議案

会則の一部改正について

千葉敬愛短期大学は、2024年4月1日より敬愛短期大学に名称変更されました。

それに伴い下記のとおり、会則の一部改正をいたします。

千葉敬愛短期大学教育後援会会則の新旧比較対照表

新	旧
<p>敬愛短期大学教育後援会会則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、敬愛短期大学教育後援会と称し事務局を、千葉県千葉市稲毛区穴川1丁目5番21号、敬愛短期大学内におく。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会は、敬愛短期大学（以下「大学」という）と保護者との連携を密にし、学生の教育活動を後援し大学の発展の資することを目的とする。</p> <p>第3条～附則【省略】</p> <p>(附 則)</p> <p>6. この会則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>千葉敬愛短期大学教育後援会会則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、千葉敬愛短期大学教育後援会と称し事務局を、千葉県佐倉市山王1丁目9番地、千葉敬愛短期大学内におく。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 本会は、千葉敬愛短期大学（以下「大学」という）と保護者との連携を密にし、学生の教育活動を後援し大学の発展の資することを目的とする。</p> <p>第3条～附則【省略】</p>

敬愛短期大学教育後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、敬愛短期大学教育後援会と称し事務局を、千葉県千葉市稲毛区穴川1丁目5番21号、敬愛短期大学内におく。

(目 的)

第2条 本会は、敬愛短期大学（以下「大学」という）と保護者との連携を密にし、学生の教育活動を後援し大学の発展の資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①学生の教育活動およびゼミナール、クラブ活動の後援を行う。
- ②大学と保護者との連絡を密にする為に教育後援会報を発行する。
- ③会員相互の親睦を図り教養を深める。
- ④会員の慶弔。
- ⑤その他本会の目的達成に必要な事項。

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ①正会員 本学学生の保護者。
- ②特別会員 大学の専任の教職員。
- ③賛助会員 本会の趣旨に賛同する者の中から理事会の推薦により会長の承認した者。

(役 員)

第5条 本会に次の役員及び顧問をおく。

- ①会 長 1名
- ②副会長 1名
- ③監 事 2名
- ④理 事 6名
- ⑤幹 事 若干名
- ⑥顧 問 若干名

(選 任)

第6条 会長、副会長、監事、理事は総会において、正会員の中から選任する。但し、理事6名の内2名については、特別会員のうちから会長が委嘱する。

- 2 顧問、幹事は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第7条 役員任期は、1年とし再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職 務)

第8条 会長は本会を代表し会務を統括し会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 理事は理事会を構成し、会務を処理する。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第10条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

- 第11条 総会は、次の事項を議決する。
- ①事業計画及び予算の決定。
 - ②事業報告及び決算の承認。
 - ③役員を選出。
 - ④会則の変更。
 - ⑤その他本会の運営に関する重要事項。
- 2 理事会は、次の事項を執行する。
- ①総会の議決した事項。
 - ②総会に付与すべき事項。
 - ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(招 集)

- 第12条 会議は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

- 第13条 会議は、総会においては会員の3分の2以上、理事会においては、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

- 第14条 総会、理事会の議事は、それぞれ出席会員、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 2 前項の場合、議長は、議決に加わる権利を有しない。
 - 3 総会、理事会の議決に関する修正提案については、第1項の定めにかかわらず実出席会員又は理事の5分の3以上の同意を持って決する。
 - 4 緊急動議については、実出席会員又は理事の5分の3以上の同意を得た場合に限り、次の総会又は理事会において継続審議するものとする。

(委任及び書面表決)

- 第15条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第14条の規定の運用については、出席したものとみなす。

(会 費)

- 第16条 本会の会費は、次のとおりとする。
- ①本会の正会員は所定の会費を納入しなければならない。但し、特別な理由がある場合には分納することができる。
 - ②会費は、学生の在学期間中、1学年につき金壹万円を納入するものとする。

(経費の構成)

- 第17条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。
- ①会費。
 - ②寄付金品。
 - ③その他の収入。

(予算及び決算)

- 第18条 本会の収支予算は、年度開始前にあらかじめ学内理事の承認を得て理事会が構成し、これを暫定予算として執行する。この暫定予算は、定期総会に付議し承認を得なければならない。
- 2 本会の収支決算は、年度終了後3箇月以内に監事の承認を得て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 本会の計系年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(附 則)

1. この会則は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この会則は、昭和54年4月1日から施行する。
3. この会則は、昭和55年4月1日から施行する。
4. この会則は、平成2年4月1日から施行する。
5. この会則は、平成10年4月1日から施行する。
6. この会則は、令和6年4月1日から施行する。